

った御批判を頂きました。その文書を保存するかどうかという観点では、この文書を当然行政文書として保管しておりますし、また、今日もお配りしておりますが、解釈変更、あるいは法案提出に至る経緯については、文書を取りまとめて、その経緯についての文書という形で今保管をしています。

これまでの我々の解釈、考え方として、法律案策定の前提となる法律の考え方、検討の状況、これについてどこまで決裁を取るか、あるいはどこまで残すか、保存するかというところについては、これらのルールにのっとってやった結果、日付がなかったというのが実際のところなのですが、今回、いろいろな御指摘もございましたので、経緯に関する文書については改めて今回作成し保存しているということでございます。

○篠塚委員 我々が問題にしているのは、日付が、作成者が書かれていないというところもちろんあるんですけども、やはりいろいろな意見、多分恐らくあった反対意見も含めて、議論をした経緯、意思決定の過程がやっぱり文書として残されていないと、公文書管理法の本来趣旨に合わないんじゃないか。そういうところにやっぱり国民が納得していない理由があるんじゃないかと思うんです。それはいかがなんでしょうか。

○鎌田座長 当局、お願いします。

○佐藤刑事局総務課長 今回も配布資料の中にあるいわゆる協議文書、これはある意味結論が記載された文書であります。当然、その過程において事務的にいろいろな検討をしているわけですが、それは結果として今回はこの文書にはそこまでは記載がないというのは、実際、事実でございます。

いろいろな内部での意見、外部からの意見はその後の話ですので、それは国会審議等で明らかになっているところですが、内部でどういう意見があったかということは、結果的に文書としてはおりません。

これを残すべきであったか、今振り返ってどうかということは、正にこれから御議論いただくことでもあるのかもしれませんが、そういった御指摘については私どもも承知しております。

○篠塚委員 結果として、一つの意見で突っ走ったように見えるわけですね。それが批判を非常に浴びたと思います。だけれども、国民の信頼を回復するという意味では、実はいろいろな意見があって、結果としてそうなった。要するにOBから批判されるような意見も踏まえていろいろ議論したんだというのはまだいいんですけども、振り返ってみると、そういうのはないように見えるというのは、法務省にとっても不幸なことだと思うんですね。多様な意見があり、またOBの意見を聞けという意味じゃないですけども、当然予想されるような意見について、なぜそれが駄目なので、なぜ変えなくちゃいけないのかと、そういうことをやはり公文書管理の目的、公文書管理法の1条で言っている、公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産だと言っていて、やはりこういう大きな検察の独立というところに関わる問題について、いろんな意見があったけれどもこうした、やっぱり残して、国会にもそれを説明して理解を得なかったことが、やはり今回の不信というか、法律案自体が取り下げざるを得なかった、廃案にならざるを得なかったというところにあるんだと思うんですけども、それはいかがなんでしょうか。

○佐藤刑事局総務課長 結果として、多様な意見が出ていたかどうかは保存されている文書にないという御指摘だろうと思います。そういった多様な意見をどこまで残すか。例えばこれ